

「長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例」についてのパブリックコメントの実施結果について

資源の無断持ち去り行為を抑制するため「長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正することについて、市民のみなさんからご意見をいただくパブリックコメントを実施しました。

次のとおり結果を公表します。

- 1 意見募集案件名
長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 2 募集期間
平成24年12月3日（月）から平成25年1月11日（金）まで
- 3 閲覧場所
市ホームページ、市役所西庁舎1階行政情報コーナー、環境課窓口
- 4 募集結果
1名、1件
- 5 提出された意見及び意見に対する市の考え方

	意 見	市の考え方
1	<p>「それらの行為を行った者に対し、その行為を行わないよう命じることができる。」について、もっと厳しくできる条例を考えていただかないと持ち去り行為を抑制できないとともに住民の不安は消えないと強く思います。</p> <p>例えば「それらの行為を行おうとした者を近隣住民が発見し、住民からの連絡を受けた市職員は、（長久手市条例に基づき）警察に連絡し取り締まりをしてもらえる様に言うことができる」と追加していただきたいです。</p>	<p>市では、これまでも市民の皆様から通報があれば、その都度現場に出向き、抜き取り行為を行う者に対して行為を行わないよう指導してきましたが、条例を改正することにより、指定の場所に置かれた資源は、市及び市が委託した者が収集運搬することが明確になり、持ち去り行為を行う者に対して、この条例を根拠として指導を行うことができると考えています。</p>